意見募集要項

1. 意見募集対象

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正 する省令案

2. 募集期間

令和3年1月28日(木)~ 同年2月26日(金) (必着)

3. 提出方法

「意見提出用紙」の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。(お名前と連絡先のないものは無効となりますので御注意ください。)

①電子メールの場合:「意見提出用紙」の項目に従い、ファイル形式をテキス

ト形式として送付してください。(添付ファイルによる

御意見の提出は御遠慮願います。)

②FAXの場合 :「意見提出用紙」の様式に従って提出してください。 ③郵送の場合 :「意見提出用紙」の様式に従って提出してください。

※電話での御意見は受けかねますので、あらかじめ御了承ください。

「意見提出用紙」

件名:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部

を改正する省令案に対する意見

宛先:環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室宛て

所属(会社名及び部署名):

氏名: 住所:

電話番号:

御意見:

<該当箇所> (○ページ○行目を記載してください。)

<意見内容>(100字以内で簡潔に記載)

<理由>(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

注:御提出いただいた意見は、氏名・住所・電話番号・FAX番号を除き公表される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。

- ○意見提出先:環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
 - ①電子メールの場合: shizen-cho ju@env. go. jp
 - ※件名に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案に対する意見」と御記載ください。
 - ※電子メールで提出される場合は、メール本文に必要事項を記載し、送信 してください。

(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理いたしません。)。

また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います。

②FAX の場合

: (03) 3581-7090

③郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 宛て

※封筒に朱書きで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と記載してください。

○資料の入手方法

- ・環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室において配布(要事前連絡)
- ・環境省ホームページ (アドレス https://www.env.go.jp/info/iken.html)
- ・郵送による送付

94円切手を貼付した定形の返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を必ず明記)を同封の上、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室宛てに送付してください。

5 注意事項

- ○意見は、日本語で御提出ください。
- ○電話での御意見は受け付けておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- ○郵送、FAX の場合はA4サイズの用紙に記載の上、提出願います。
- ○提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ○締切日までに到着しなかったもの等及び下記に該当する内容については無効 とします。
- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容
- ○なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。